

社会保障審議会児童部会
児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会

これまでの議論のとりまとめ

平成27年5月29日

目 次

1. はじめに	1
2. 専門委員会の検討経過	1
3. 児童の自立に向けた支援のあり方について	2
(1) 児童の安全確保を最優先した一時保護の実施について	2
(2) 親子関係再構築のための取組について	3
(3) 措置児童の確実な自立につなげていくため、施設、里親等に 養育されている間に必要な取組について	7
(4) 退所者の円滑な自立のための居場所づくりの 取組と工夫について	10
(5) その他	12

参考資料

1. 開催経過
2. 専門委員会設置要綱

別添

第6回～第8回専門委員会事務局提出資料

1. はじめに

- 平成26年8月29日に、第1回児童虐待防止対策に関する副大臣等会議（以下「副大臣等会議」という。）が開催され、「厚生労働省を中心に、実効的な児童虐待防止対策の構築に向けた検討に着手するとともに、児童虐待防止対策について関係省庁が連携して対策を強化すること」等の方向性が示された。

これを受けて厚生労働省においては、同年9月19日に社会保障審議会児童部会の下に児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置し、副大臣等会議に示した児童虐待防止に係る「当面の課題・施策の方向について」の5つの課題を中心に議論を行い、同年11月28日に「これまでの議論のとりまとめ」として一旦まとめた上で、副大臣等会議に報告したところである。

- この報告の中では、「これまでの議論に加え、自立に向けた支援のあり方や初期対応についても、一時保護所や児童養護施設、里親等のあり方と一体で考えるという視点も必要」との指摘がなされたところであり、それを受けて、平成27年3月2日に専門委員会の議論を再開し、自立支援部分に係る「当面の課題・施策の方向について」の4つの課題を中心に5回にわたる議論を行ってきたところである。
- このたび、今後予定される児童虐待防止の取組に関する予防から支援までの全体を見通した議論に引き継ぐため、一旦議論を取りまとめることとした。

2. 専門委員会における検討経過等

- 自立支援に係る専門委員会は、平成27年3月2日の第6回から再開し、第7回（同年4月6日）及び第8回（同年4月20日）に委員からのプレゼンテーションを行うなど、同年5月29日までに5回の委員会を開催した。

なお、本専門委員会で検討した自立支援に係る「当面の課題・施策の方向について」の4つの課題は以下のとおりである。

- (1) 児童の安全確保を最優先した一時保護の実施について
- (2) 親子関係再構築支援のための取組について
- (3) 措置児童の確実な自立につなげていくため、施設、里親等に養育されている間に必要な取組について
- (4) 施設退所児童等の円滑な自立のための居場所づくりの取組と工夫について

- なお、今回の専門委員会での課題は、社会的養護のあり方に関係する内容でもあるため、社会保障審議会児童部会の下に設置されている社会的養護専門委員会にもこれまでの議論について5月22日に報告し、各委員からご意見を伺った。

3. 児童の自立に向けた支援のあり方について

(1) 児童の安全確保を最優先した一時保護の実施について

平成25年度の一時保護の実績は、一時保護所内の一時保護が21,281件で、うち児童虐待件数は10,105件(47.5%)、一時保護委託は12,016件で、うち児童虐待件数が5,382件(44.8%)となっている。(※1)

一時保護所内の一時保護の平成25年度の平均保護日数は29.0日である。(※1)

平成25年1月から12月までの間の一時保護所132カ所のうち、年間平均入所率が100%を超える一時保護所は6カ所、81~100%の一時保護所は24カ所となっている。(※2)

児童虐待の相談対応件数増に伴い一時保護件数も増加するで、一時保護所における都市部を中心とした超過収容の問題や、長期化する一時保護中の子どもの教育の保障などが課題となっている。

① 一時保護の積極的実施の検討

- 虐待によって子どもの安全が脅かされていることが疑われるものの、その時点で得られている情報や、これまでの事例などに照らして緊急保護を行うかどうかの限界事例であって、判断に迷う場合は、原則一時保護を行うことを明確化することを検討。

② 一時保護の更なる量的拡大

ア 一時保護所の整備促進

- 一時保護定員が不足している地域における一時保護所の整備を促進。

イ 一時保護委託先の確保

- 児童養護施設や乳児院及び里親等が、一時保護委託を受け入れやすくするための方策を検討。特に乳児を受け入れる場合は、乳児固有のリスク等があることを考慮することが必要。

ウ 一時保護所の運営委託

- 一時保護所の運営の外部への委託を可能とすることを検討。その場合においても、委託の責任者としての責任を担う児童相談所において、委託先のサービスの質の確保及び子どもの状況把握について確実に行われることが必要であるため、委託先を決定

するための基準の検討が必要。

③ 一時保護の更なる質の向上

ア 一時保護所の職員配置基準

- 一時保護所は、子どもの受け入れに24時間対応し、子どもの心理的・肉体的状況を早期に把握しなければならないが、子どもの年齢構成は幼児から思春期までと幅広いことに加えて、一時保護に至った背景も非行、虐待あるいは養育困難など様々である。また、一時保護所に入所する子どもは、親子分離直後であるなどとりわけ心理的に不安定な時期にあることから、深く心に向き合った支援を行うことが重要であり、そうした対応を実施できるだけの体制について検討が必要。

イ 保護・支援の質の向上

- 保護・支援を受ける子どもの立場に立った質の向上のため、外部の者による評価を受ける仕組みを検討。

ウ 一時保護中における学習支援

- 一時保護中の子どもに対する必要な学習支援が十分に確保できる方策を検討。

④ 児童相談所等が正確な情報を迅速に入手できる仕組み

- 的確なアセスメントを行うためには、児童相談所等が関係機関から正確な情報を迅速に入手できる仕組みが必要。

そのため、児童相談所等が行う調査に対する関係機関の回答義務化を検討。

(※1) 平成25年度福祉行政報告例

(※2) 雇用均等・児童家庭局総務課調べ

(2) 親子関係再構築のための取組について

児童養護施設に入所している児童のうち、虐待を受けた経験のある者の割合は約6割となっている。こうした児童については、保護者への援助も行うことで親子関係の再構築を試みることは、児童福祉の観点から必要であり、現在、児童相談所が主体となって親子関係再構築のための支援が行われている。

また、児童養護施設等（児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設及び情緒障害児短期治療施設をいう。以下同じ。）においても、児童の状況を把握し保護者とアクセスしやすいという利点を活かして親子関係再構築支援に取り組んでおり、児童養護施設等には、入所児童の家庭復帰等のための支援を行う家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）の配置を義務化するとともに、心理療法を必要とする児童が一定数以上等入所している児童養護施設等には、心理療法担当職員を配置するなどの取組を行っている。

施設入所児童等（児童養護施設等に入所する児童及び里親又はファミリーホームに委託

されている児童をいう。以下同じ。) に対し親子関係の再構築を適切に進めるためには、児童相談所との密接な連携が必要であるが、児童相談所においては虐待の初期対応等に時間を取られることや、介入を行った児童相談所からの支援を拒否する家庭も多いなどの理由により、十分な対応ができていない場合がある。

① 親子関係再構築における介入機能と支援機能の分離

- 児童相談所が強制的に介入し親子分離させ一時保護や施設入所措置等を行った場合で、感情的なもつれから保護者が児童相談所の指導に従わないことなどにより、親子関係再構築支援の取組に支障が生じる場合がある。

こうした課題に対応する1つの手法として、親子分離を行う機能と親子関係再構築支援を行う機能を分けることが考えられるが、職員の役割をそれぞれの機能に特化することの有効性や機能を分けることの必要性などについて検証が必要である。また、児童相談所のあり方のみならず、現在の支援システムそのもののあり方の見直しにつながることから、丁寧な検討が必要。

- 親子関係再構築支援については、児童の状況を日常的に把握するとともに保護者の面会に対応するなど、児童・保護者双方との間で良好な関係を維持し一定の信頼関係を有する施設が、児童相談所の技術的な助言や支援等を受けながら、その役割を担うことについて検討。

② 児童養護施設等の機能の明確化及び支援体制の強化

- 虐待等を理由に児童養護施設等に入所する児童が増加していることを踏まえれば、児童、保護者と日常的に接する機会の多い児童養護施設等が親子関係再構築支援の役割を果たすことは不可欠であるため、その機能として親子関係再構築支援を明確に位置づけるとともに、親子関係再構築の支援体制の強化について検討。

- こうした観点からは、児童養護施設等に配置されている家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）について、その役割を再確認し、親子関係再構築支援に関する業務に専念できるようにするとともに、親子関係再構築支援に係る必要な業務量に対応した配置ができるようにすることを検討。

- 里親やファミリーホームに委託されている児童に係る親子関係再構築支援においては、里親家庭やファミリーホームに家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）が配置されていない点などは施設とは事情が異なるが、計画的に親子関係再構築を図ることは重要であり、児童養護施設等に配置された家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）、里親支援機関や専門里親との連携による支援のあり方について検討が必要。

③ 児童家庭支援センターの更なる活用

- 児童家庭支援センターによる親子関係再構築支援は、児童相談所の補完的役割として、児童相談所から児童家庭支援センターに対して指導措置を委託することにより、実施することが可能。

このように児童養護施設等だけでなく児童家庭支援センターも親子関係再構築支援の担い手となり得るが、児童家庭支援センターの設置数は全国的に少なく、地域によって取組状況は様々であり、児童相談所の補完的役割を果たす拠点として設置数の拡大と更なる機能強化が必要。

- 児童家庭支援センターの拡充を図るためには、子ども・子育て支援から家族支援まで地域で幅広く相談に応じることによって役割が不明瞭となっている現状を改善し、その役割の明確化を図るとともに、児童家庭支援センターに対する支援の充実について検討が必要。

④ 地域子ども・子育て支援事業等の活用

親子関係再構築支援を行うに当たっては、子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）、地域子育て支援拠点事業などの地域において子育て支援を行う施設や機関が児童相談所や児童家庭支援センターと効果的に連携していく手法を検討することも必要。

⑤ 家庭復帰に向けた保護者や児童の理解の促進

- 家庭復帰を計画的に進めるためには、保護者や児童に自らの置かれている状況について丁寧に説明し、その理解を促すことが必要。

- このため、虐待をした保護者に対しては、保護者が自己の振り返りを行うことを支援するため、児童相談所による保護者支援のプログラムの一層の活用が必要であり、児童に対しては、家庭復帰を計画的に進める過程で、生い立ちや施設入所の理由等を理解できるようにする支援が必要。また、家庭の事情が様々であることに留意し、それぞれが抱える課題に合わせて多様なプログラムを適用できるようにするなど、プログラムの質の担保が必要。

- 親子関係再構築支援を行う児童養護施設等においても、こうしたプログラムの習得が必要であり、児童相談所からの専門的・技術的支援や、家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）の技術向上のための研修等の検討が必要。

⑥ 児童養護施設等と関係機関の連携

- 児童養護施設等において、あらかじめ家庭復帰を見通した支援を実施する際には、

①親子関係など施設入所前の状況を含めた児童の正確なアセスメントを行うこと、②措置解除後に虐待が再発しかねない状況に至った場合に速やかに児童を守る体制が地域にあるか等の情報を共有することが重要。

○ このため、①児童養護施設等に入所する入口の段階では、児童の情報を的確に得ることができるよう、②児童養護施設等を退所する出口の段階では、親子が生活することとなる地域の状況を把握することができるよう、児童相談所や児童養護施設等と市町村の関係機関（母子保健、保育などの子育て支援サービス、幼稚園、学校等の教育関係の機関、医療機関など）との密接な連携が必要。

○ なお、児童相談所が児童の家庭復帰の判断を行うに際しては、児童相談所と児童養護施設等との間で十分に情報の共有を図り、児童、保護者及び家庭の状況に対する児童相談所の認識と児童養護施設等の認識を統一することが、復帰後の支援を円滑に実施する上でも重要。

⑦ 家庭復帰後の虐待の再発防止

○ 児童養護施設等、児童相談所における親子関係再構築支援の取組により、児童が家庭復帰した場合には、安定的な親子関係の継続に配慮することが必要。

この場合、児童相談所による一定期間の指導の実施に加え、施設等（児童養護施設等、里親及びファミリーホームをいう。以下同じ。）や市町村による継続した見守りが望ましいが、特に、児童相談所や施設等の所在地と児童が生活することとなる地域が離れている場合があることから、児童とその保護者の居住地の市町村においても、虐待の再発防止のための支援についてより一層の役割を担っていくことが必要。

○ そのためには、児童相談所は、一時保護の解除の場合も含め、家庭復帰の検討段階から市町村と情報を共有するとともに、家庭復帰後は、児童相談所や施設等及び市町村の関係機関（母子保健、保育などの子育て支援サービス、幼稚園、学校等の教育関係の機関、医療機関など）が、要保護児童対策地域協議会において情報を共有し、市町村による支援をバックアップする体制が必要。

なお、要保護児童対策地域協議会がその役割を十分に果たすためには、児童養護施設等をはじめとする親子関係再構築支援に取り組む関係施設・機関の積極的な関わりが重要。

○ また、親子関係が再構築できた母子について円滑な地域生活への移行に向けて親子関係の安定化を図るために必要な場合には、母子生活支援施設に一時的に入所させるなどの仕組みについても検討。

(3) 措置児童の確実な自立につなげていくため、施設、里親等に養育されている間に必要な

取組について

児童養護施設等は、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、養護し、自立のための援助を行うこと等を目的としている。

施設等では、施設入所児童等に対し、自立に向けた生活習慣や金銭管理等を習得するための支援や、進学のための学習指導、就職するための職業指導を実施している。また職業指導員を配置する児童養護施設及び児童自立支援施設では、職業指導員が職業実習の指導や就職活動の支援を行っているが、配置施設数が少なく、職業指導が直ちに就労に結びつかないなど活動実績は十分ではない。

なお、児童福祉法第31条の規定に基づき、18歳を超えても引き続き支援が必要な児童については、20歳に達するまで入所措置の延長が可能となっている。

施設等では、学校と連携して入所児童の進路指導を行っているが、全国平均と比較すると、高等学校卒業後に大学等への進学率が低い（平成26年5月1日現在、大学等11.4%、専修学校等11.2%）などの特徴がある。また、一旦大学等に進学したが、中途退学する児童等が多い（単純平均値は各学年約6%（全国児童養護施設協議会「平成24年度児童養護施設入所児童の進路に関する調査」より）などの課題も顕在化している。

① 施設として取り組むべき職業指導等の自立支援のあり方と方法

ア 児童の自立の概念の明確化

- 児童養護施設等において自立支援を行うに当たっては、将来の人生設計を見据え、就業・就学はもとより、健康の保持や家庭を持つという視点も必要。また、施設ごとの取組に大きな違いが生ずることのないよう、全ての施設において児童の個別性を考慮した到達目標を本人と相談の上明確化する工夫についても検討が必要。

イ 自立支援計画の実施

- 都道府県（児童相談所）が施設等への入所措置等を行ったときは、措置解除の間際になって自立を考えるのではなく、入所措置等の時点から自立を考えることが重要。児童養護施設等が児童の自立支援計画を作成する際には、児童相談所においても計画作成の支援を行うなど、丁寧に関わっていくことが必要。
- 自立支援計画は、児童の発達・成長に応じた支援を行うため、定期的に点検・評価し、見直しを行うことが必要。

ウ 進路指導、職業指導等に係る専門的支援

- 児童養護施設等において、自立支援計画に基づき児童の自立に向けて効果的な支援を提供していく必要があるが、現在の職員体制では十分ではなく、進路指導、職業指

導等に係る専門的支援を行うスタッフの配置が必要。また、こうした専門的支援を行うために必要な知識や技術を習得するための研修等についても検討が必要。

- 施設入所児童等に対する職業指導や職場開拓に当たっては、ハローワーク等の就労支援機関等との連携が不可欠であるため、具体的な連携の方策を検討するとともに、企業やその他の民間団体の協力を得て行うことも検討。
- 施設入所児童等は偏った経験をしている場合も多く、学習支援とともに、職場体験やIT技術への理解、趣味や習い事を含めて様々なことを経験できる機会を提供することが重要。その際には、このような機会を提供する企業や民間団体の活用についても検討が必要。
また、多くの場合に就業に当たって必要な条件となっている自動車運転免許を取得する機会を提供することも重要。

エ 職場体験などの仕組みの構築

- 施設入所児童等への理解がある雇用主の協力を得る等の方法により、職場体験を行う仕組みの構築を検討。また、過去に実施されていた職親制度を参考にしつつ、自立支援のための効果的な方策を検討することも必要。

オ 大学等への進学を推進するための支援の充実の検討

- 社会的な自立は18歳では困難であるのが現状であり、大学等への進学を社会的な自立までの力を蓄えるための助走期間として捉え、大学等への進学を推進することも有効。
- 施設入所児童等の大学進学等を推進するため、施設等に対する支援の充実について検討。

カ 当事者による支援

- 施設等を措置解除され社会に出るときには、孤独感や様々な不安等に直面することになるが、施設等を措置解除された当事者からの体験談を聴く機会を設けることは有効。
なお、こうした当事者が支援者として活動する際には、施設職員等がそれをサポートするなど、当事者が活動しやすい仕組みを検討することが必要。

キ 措置延長の積極的实施等

- 措置延長については、18歳を超えても支援が必要な児童に対しては支援を継続で

きるといふ児童福祉法の趣旨等を踏まえ、各自治体において積極的な活用を図ることが必要。

- 措置解除日については、現行の児童福祉法上は20歳に達する日となっているが、就学している場合には学校卒業前に退所することとなるので、当該日の属する年度の末日までとすることができないか検討が必要。また、同様の観点から、通常措置の解除日についても、児童福祉法上、18歳に達する日ではなく、当該日の属する年度の末日までとすることも検討が必要。
- 一方、18歳到達直前に措置入所というケースもあり得るが、措置延長を活用しても、残りわずかな期間しか施設等に入所できないなどの課題が現行の措置延長制度にはあり、将来的な検討課題。
- 18歳到達後の児童福祉法第28条による措置の更新や措置延長期間中の接近禁止命令等について、取り扱いを明確にすることが必要。また、措置延長後の児童の要保護児童対策地域協議会における取扱い等についての検討も必要。
- 一時保護中に児童が18歳に到達する前に児童相談所が施設入所等の援助内容を決定した場合は、18歳を超えても措置できる取扱いとすることについて検討が必要。
- 措置延長後（18歳以上）の児童に対し施設を変更するための措置変更ができるようにすることや、その場合に一時保護を介する場合があることも念頭に検討することが必要。

ク 18歳を超えた者に係る措置等の取扱い

- 施設入所児童に対する自立支援のための職業指導等は、退所時に18歳という年齢を考慮すれば、スタートラインに立つまでの支援と考えることができる。
これからの社会的な自立というゴールを目指していく場合には、18歳以降の支援も含めた支援体制を考えていくことが必要。
- 一方、18歳を超えていつまで支援するかについては、①年齢で線引きすることは困難であること、②児童福祉法の児童の定義に影響すること、③20歳の成人を迎えた者に対して措置という考え方が適切なのかといった点を踏まえた検討が必要。

② 里親や里親に委託されている児童に対する支援

ア 里親委託児童に係る自立支援計画

- 里親委託児童に係る自立支援計画については、現在は児童相談所が作成している

が、里親や委託児童の状況を理解して支援を行う里親支援機関が作成することの可能性を検討。

ただし、その場合においては、里親支援機関の数が少ない地域がある等の現状を踏まえ、里親支援機関の体制の確保等の条件整備が必要であることに留意。

- 児童養護施設等の入所児童に対し家庭養護への移行を推進するため、施設に里親支援専門相談員を配置する取組を行っており、この里親支援専門相談員と里親支援機関が連携して、里親委託児童の自立支援計画を作成する方法も検討。

イ 地域の複数の関係者による支援

- 里親委託児童の養育に当たって、専門的なアドバイスを身近に受けられる機会が少ない地域もあるので、そうした地域における支援体制の整備が必要。
また、委託児童の養育に悩む時にスーパーバイズする体制や、レスパイトケアが十分にとれる体制の整備が必要。
- 里親に実子がないケースでは、母子保健に関する情報が里親に不足している場合があることから、児童相談所や市町村、乳児院などが連携して、母子保健の観点からも情報提供等の支援を行うことが必要。
- 里親委託児童への支援は、専門機関だけでなく里親仲間、里親の友人や地域住民など多くの人々との信頼感の醸成を図ることが重要であり、いわゆる「チーム養育」をイメージした取組の検討が必要。

(4) 退所者の円滑な自立のための居場所づくりの取組と工夫について

施設を退所した者（以下「退所者」という。）への支援は、現行法においても、児童養護施設等の役割とされているが、施設では入所児童に対する支援が中心となるため、本来行うこととなっている退所者への支援は必ずしも十分ではない。

退所後も引き続き見守り支援等が必要な児童については、児童家庭支援センター等に対し都道府県等（児童相談所）からの指導委託が可能であるが、児童家庭支援センターにおける受託状況は地域によってまちまちであり、全体としては低調となっている。

また、自立援助ホームは、児童の自立支援の観点から、義務教育を終了した20歳未満の児童等で、児童養護施設等を退所し、就職する児童等（以下「児童等」という。）に対して援助を行う事業であり、就労しながら自立に向けた支援を行うものであるが、就労している児童等がいる一方、離職により就労していない児童等も入居しており、その中には様々な家庭の問題や自分自身の課題を抱えて自立が困難なケースも存在している。

そうした中、退所者に対する生活及び就労に関する相談支援を行う退所児童等アフターケア事業を平成22年度から実施しているが、平成26年10月時点で実施か所数は全国で20か所となっている。

① 自立援助ホームの機能や施設における居場所づくりの取組と工夫

ア 大学進学者等に向けた対応

- 大学進学者で自立のための支援が必要な者を自立援助ホームの支援対象とすることについて、児童福祉法が対象とする年齢の範囲との関係等も考慮しつつ、検討。
この場合において、自立援助ホームに入居はしないが、自立援助ホームに配置された職員がアウトリーチにより援助を行う仕組み等も含めて検討。
- 本年4月から施行された生活困窮者自立支援制度と連携して取り組むことにより、自立援助ホームによる支援の対象とならない者に対する支援を行うことが必要。
- 現在の自立援助ホームの入居児童等は、様々な家庭の問題や発達障害などの課題を抱え、就業まで結びつかないケースが増えており、また、一旦就業したが退職して再度学び直す児童もいる実態を踏まえ、自立援助ホームの機能や役割の整理が必要。

イ 退所者の居場所づくりの推進

- 児童養護施設等からの退所後は、入所措置による支援の対象から外れることにより、退所者の状況の把握が困難となることがあるが、中には中途退学や短期間で離職する者もあり、そうした者については支援が必要。
このため、施設退所後の状況調査や退所者のニーズの把握を行い、退所者の居場所づくりや見守り支援の仕組みを構築していくことが必要。
- 現状では退所者の居場所が非常に少ないことから、退所者の居場所を増やし、生活支援や相談援助などの取組を促進することが必要。これに合わせ、そうした支援を担当する支援者間の連絡を密にすることにより、ニーズの把握などを行っていくことが必要。
- 退所者の居場所についての情報発信が必要であり、厚生労働省や関係団体のホームページ、ウェブサイト、SNSなどを活用した情報提供を検討。
さらに、児童養護施設等の施設長等が参加する研修会等の機会を活用して、退所者の居場所づくりの取組について事例発表を行うことを通じて、退所者の居場所についての周知を図ることも有効。
- 退所者の居場所の整備を進めるとしても、当面の対応としては、児童養護施設等で実践している先行事例を踏まえ、退所者が離職して就職活動を行うために施設内に短期間の居場所を設けるなどの取組について検討。

- 地域における空き家、空き店舗等の物件の有効活用を検討することも必要。
- 「里親及びファミリーホーム養育指針」には、里親委託解除後も帰ることができる実家のような役割が示されているが、里親が実家のように機能するために必要な取組を検討することが必要。

② 退所者へのアフターケア

ア 退所児童等アフターケア事業の推進

- 退所児童等アフターケア事業を推進していくことが必要。
この場合において、例えば比較的小規模な事業所でも取り組めるような方法も含め、事業所の実態に応じて柔軟に事業を実施できるような工夫も検討。

イ 退所者を地域でサポートする仕組み

- 児童や若者の自立は一定の年齢になったらそこで達成されるものではなく、また、挫折や失敗を繰り返していく中で成長していくものであり、失敗してもやり直しができるような仕組みを検討することが必要。
施設退所後や里親委託解除後においても、子ども・若者支援地域協議会などのネットワークを活用しながら退所者を長期にわたり地域でサポートできる仕組みが必要。
- 個別の施設での取組は困難である場合でも、一定のエリア内の複数の施設が共同して、退所者に対して様々な支援を提供する仕組みについて検討。
- 支援が必要な退所者に対する見守り支援については、児童相談所から児童家庭支援センターに対する指導委託を積極的に推進することも検討。

(5) その他

- 専門委員会においては、自立支援に係る「当面の課題・施策の方向について」として前述の4つの課題について議論を行ったところであるが、これらの議論の結果を整理し、今後予定される児童虐待防止の取組に関する予防から支援までの全体を見通した議論に引き継ぐため、一旦取りまとめることとした。
- 今後、専門委員会において昨年11月28日に取りまとめられた議論のまとめと、今回の議論の取りまとめを踏まえ、児童福祉法等の改正を含め、制度・運用の両面について、さらに議論を深めていくことが必要。

参考資料

1. 開催経過

第6回 日時：平成27年3月2日（月）

議題：・新任委員の紹介
・検討事項について
・その他

第7回 日時：平成27年4月6日（月）

議題：自立に向けた支援のあり方に関する現状・課題について
・課題（1）について
・課題（2）について

第8回 日時：平成27年4月20日（月）

議題：自立に向けた支援のあり方に関する現状・課題について
・課題（3）について
・課題（4）について

第9回 日時：平成27年5月15日（金）

議題：自立に向けた支援のあり方に関する現状・課題について

第10回 日時：平成27年5月29日（金）

議題：これまでの議論のとりまとめ（案）について

2. 専門委員会設置要綱

児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会の設置について

1. 趣旨

児童虐待相談の対応件数の増加や多数の重篤な児童虐待事例があることに鑑み、効果的な児童虐待防止対策を検討するため専門委員会を設置する。

2. 構成等

- (1) 専門委員会委員は別紙のとおりとする。
- (2) 専門委員会には委員長を置く。
- (3) 専門委員会は、委員長が必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。
- (4) 専門委員会の庶務は、雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室が行う。

3. 検討事項

- (1) 妊娠期からの切れ目ない支援のあり方について
- (2) 初期対応の迅速化や的確な対応のための関係機関の連携強化について
- (3) 要保護児童対策地域協議会の機能強化について
- (4) 児童相談所が虐待通告や子育ての悩み相談に対して確実に対応できる体制整備について
- (5) 緊急時における安全確認、安全確保の迅速な実施について
- (6) 児童の安全確保を最優先にした一時保護の実施について
- (7) 親子関係の調整のための取組について
- (8) 措置児童の確実な自立につなげていくため、施設、里親等に養育されている間に必要な取組について
- (9) 施設退所児童等の円滑な自立のための居場所機能・相談・支援について

4. その他

委員会は原則公開とする。

児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会 委員名簿

(五十音順、敬称略、◎委員長)

○委 員

- 秋山 千枝子 医療法人社団千実会あきやま子どもクリニック理事長
泉谷 朋子 目白大学人間学部 助教
磯谷 文明 くれたけ法律事務所 弁護士
岡井 崇 社会福祉法人恩賜財団母子愛育会
総合母子保健センター愛育病院 病院長
加藤 曜子 流通科学大学サービス産業学部 教授
木ノ内 博道 公益財団法人全国里親会 副会長
草間 吉夫 東北福祉大学 特任教授
作本 和美 福岡県志免町健康課長
笹井 康治 沼津市市民福祉部こども家庭課
佐藤 拓代 地方独立行政法人大阪府立病院機構
大阪府立母子保健総合医療センター母子保健情報センター長
菅野 道英 滋賀県彦根子ども家庭相談センター 所長
辰田 雄一 東京都八王子児童相談所 所長
中板 育美 公益社団法人日本看護協会 常任理事
浜田 真樹 浜田・木村法律事務所 弁護士
平井 誠敏 全国自立援助ホーム協議会 副会長
全国児童家庭支援センター協議会 会長
平田 ルリ子 全国乳児福祉協議会 会長
藤川 澄代 社会福祉法人大阪児童福祉事業協会アフターケア事業部 部長
藤平 達三 浦安市こども家庭支援センター 所長
ト蔵 康行 日本ファミリーホーム協議会 会長
◎松原 康雄 明治学院大学社会学部教授
武藤 素明 全国児童養護施設協議会 副会長

○オブザーバー

内 閣 府
総 務 省
法 務 省
文部科学省
警 察 庁